

学校への依頼事項の見直し

浜松市役所各所属(外郭団体、関係団体等含む)

◆学校への依頼事項の見直し

- ①学校を通して行わなければならないものか。他の方法はないか。
- ②児童生徒全員に直接伝えなければならないものか。興味のある児童生徒のみに伝えればよいものか。
- ③作品の取りまとめ業務をなくす等、学校への依頼事項を軽減できないか。

学校を通さなくてもよい。
※協働センター等の出先機関、新聞・インターネットの活用など新たな周知方法に見直す。

学校教育の場で扱う必要があり、引き続き学校を通して依頼したい。

教育総務課担当へ連絡し、配付方法や作品の取りまとめ方法などについて、教職員の負担軽減のための調整を行う。

チラシ等配付のみの依頼

作文・絵画コンクール等の出展依頼

学校を通して全児童生徒へ配付する。

※教職員の負担軽減策として、配布物をクラス数ごとに仕分けたものを学校へ配送。

興味のある児童生徒へ配付する。

※学校内の情報コーナー等に配架する必要数を学校へ配送。

学校を通して出展依頼を全児童生徒に配付する。

※教職員の負担軽減策として、作品の提出先を依頼元など学校以外とする。

学校を通して出展依頼を全児童生徒に配付し、児童生徒は作品を学校へ提出する。

※教職員の負担軽減策として、依頼元が学校に出向いて作品を直接受領する。